



国保さかた

就職や
退職により

健康保険が変わったら

国保の加入・脱退には、手続きが必要です。「国民健康保険」と「会社等の健康保険」が自動で切り替わることはできません。手続きの際には、次のものをお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所市民係までお越しください。

★国民健康保険に加入するとき

- 資格喪失連絡票など
(会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの)
- 年金手帳または基礎年金番号通知書 (60歳未満でお持ちの方)
- マイナンバーカード
- 窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証等)
- 委任状 (別世帯の方が届出をする場合)

★国民健康保険を脱退するとき

- 会社等の健康保険証 (保険証が変わった方全員分)
- 国民健康保険証 (保険証が変わった方全員分)
- 限度額適用認定証等の各種医療証 (お持ちの方)
- 年金手帳または基礎年金番号通知書 (60歳未満でお持ちの方)
- マイナンバーカード
- 窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証等)
- 委任状 (別世帯の方が届出をする場合)

◆郵送での脱退手続き◆

国保の脱退手続きは、郵送でも受け付けています。郵送での脱退手続きは、次の①～④の書類をお送りください。

- ①国民健康保険・国民年金異動届（兼）医療証資格内容変更届
(酒田市のホームページからダウンロードできます。必要事項をご記入ください。)
- ②会社等の健康保険証の写し (保険証が変わった方全員分)
- ③国民健康保険証 (保険証が変わった方全員分)
- ④運転免許証など、本人確認書類の写し (②と1枚にまとめていただいてかまいません。)

送付先 〒998-8540 (郵便番号のみで届きます) 国保年金課 国保係 行

大学などへの進学・卒業が決まったら

酒田市国保に加入されている方で、進学を理由に酒田市外へ転出される方には、学生用保険証を交付しています。学生用保険証の交付には手続きが必要です。転出届を提出したら、

- ①学生であることが証明できるもの (在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書など)
- ②今までの国民健康保険証

をお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所市民係へ届出を行ってください。

★卒業などにより学生用保険証を返却する場合

酒田市国保の学生用保険証 (右側に②と記載) を現在お持ちで、今年3月に卒業する予定の方がいる世帯に、学生用保険証の返却手続きのご案内をお送りします。進路に応じて必要書類を確認のうえ、お手続きください。学生用保険証を使用できるのは、「学生である期間」のみです。

※大学院等への進学か転学等により、在学状況に変更がある場合は、学生用保険証の資格を延長する手続きが必要となります。

2023.2.1

◎発行 酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX.0234-26-5796
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp



医療費通知を確定申告に使用できます

国保加入世帯に年6回（5月・7月・9月・11月・1月・2月）お送りしている医療費通知は、医療費控除の申告にご使用いただけます。医療費通知を使用した場合、申告に必要な「医療費控除の明細書」の記入が簡単になります。

【ご確認ください】

- 『医療費控除の明細書』の記入内容確認のため、税務署等から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書等はご自宅で5年間保管してください。
- 医療費通知に記載されていない医療費分は、領収書に基づき、明細の記入が必要です。
(※医療費通知は、受診された医療機関からの請求に基づいて作成しています。)
- 医療費通知の再発行はできません。
(※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで医療費通知情報が閲覧できます。)

《確定申告に関するお問い合わせ》 税務課市民税係 TEL 26-5712

《医療費通知に関するお問い合わせ》 国保年金課国保係 TEL 26-5727

セルフメディケーションをご存じですか

セルフメディケーションとは、WHO（世界保健機関）により「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。

健康診断や人間ドックを受診するなどして自分の体の状態を知り、普段から食事、運動、睡眠や休息などの体調管理に気を配り、軽度な体の不調には市販薬（OTC医薬品）を上手に活用するなど、一人ひとりがセルフメディケーションに取り組むことで、健康的な生活習慣や医療・薬の知識が身に付くだけでなく、国民全体の医療費を抑えることにも繋がります。

★セルフメディケーション税制

健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っている方が、OTC医薬品（薬局やドラッグストアなどで処方箋がなくても購入できる医薬品）のうち、医療用から転用された「スイッチOTC医薬品」を年間で一定の金額以上購入した場合、その費用を申告することで、所得から控除することができます。

【ご確認ください】

- 明細書の記入内容の確認のため、税務署等から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書及び一定の取組を行ったことを証明する書類はご自宅等で5年間保管してください。
- 実際に支払った医薬品購入費に限って控除の対象となります。
(※割引されていた医薬品は割引後の価格で計算されます。)
- セルフメディケーション税制は通常の医療費控除と併せて受けすることはできません。

《セルフメディケーション税制に関するお問い合わせ》

税務課市民税係 TEL 26-5712